

# 平成30年北海道胆振東部地震における住宅の応急修理実施要領

(平成30年10月24日施行)

災害救助法(昭和22年法律第118号 以下「法」という。)では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行うこととされているが、この実施要領は、平成30年北海道胆振東部地震における、法に基づく住宅の応急修理の取扱について定めるものである。

なお、安平町は本制度の対象となる法の適用を受けている。(平成30年9月6日適用)。

## 1 対象者

### (1) 以下の全ての要件を満たす者(世帯)

- ① 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと  
災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。  
ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害あれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。  
※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。
- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。  
対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。
- ③ 応急仮設住宅を利用しないこと  
住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

### (2) 資力等の要件

大規模半壊の住宅被害を受けた者については、資力の有無を問わない。  
半壊の住家被害を受け、自らの資力では応急修理することができない者については、市町村において「申出書」(様式第6号)により、資力の有無について客観的に判断する。

## 2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

### (1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

## (2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的な考え方は、以下のとおりとする。

(詳細は別紙「住宅の応急修理にかかる工事例」のとおり)

- ① 地震の被害と直接関係のある修理のみが対象となる。
- ② 内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解される。

また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

- ③ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。
- ④ 家電製品は対象外である。

## 3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は、584,000円以内とする。

(2) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のために支出できる費用の額は、(1)の1世帯あたりの額以内とする。

(3) 借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであることから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

## 4 手続きの流れ

別表のとおり

別 表

通常の手続き	処理件数が著しく多数となる場合	
① 希望する被災者は、安平町の窓口に応急修理申込書（様式第1号）を提出し、要件審査を受ける。 ※被害状況は、安平町が発行する「り災証明」によるものだけでなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。		
② 安平町は、応急修理の対象となる被災者に、指定業者を含む委託業者（以下、「委託業者」という）の斡旋や、施工業者願書（様式第2号）及び修理見積書（様式第3号）等の工事に必要な用紙を提供する。	②	安平町は、応急修理の対象となる被災者に、指定業者を含む委託業者の斡旋や、施工業者願書（様式第2号）及び修理見積書（様式第3号）等の工事に必要な用紙とともに、 <b>修理依頼書（様式第3号）を交付する。</b>
③ 被災者は、委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書（様式第3号）の作成依頼を行う。	③	被災者は、委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書（様式第3号）の作成依頼を行うとともに、 <b>修理依頼書（様式第3号）を渡す。</b>
④ 委託業者は、修理見積書（様式第3号）を（直接又は被災者を通じて）安平町の窓口提出する。 ④ ※修理見積書（様式第3号）には、屋根・外壁・土台等部位ごとに工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。 ※委託業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。		
⑤ 安平町は、修理見積書（様式第3号）の内容を確認のうえ、委託業者に修理依頼書（様式第4号）を交付する。		
⑥ 委託業者は、安平町から修理依頼書（様式第4号）が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。		
⑦ 委託業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、安平町に工事完了報告書（様式第5号）を提出する。 ※工事完了報告書（様式第5号）には、「〇〇宅（被災者名）応急修理工事写真帳」として、施工期間及び施工業者名を表紙に記載し、修理箇所毎の「工事施工前」「施工中」「施工後」の写真を添付すること。	⑤	委託業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、安平町に工事完了報告書（様式第5号）を提出する。 ※工事完了報告書（様式第5号）には、「〇〇宅（被災者名）応急修理工事写真帳」として、施工期間及び施工業者名を表紙に記載し、修理箇所毎の「工事施工前」「施工中」「施工後」の写真を添付すること。
⑧ 委託業者は、応急修理に要した費用を安平町に請求する。	⑥	委託業者は、応急修理に要した費用を安平町に請求する。
⑨ 安平町は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。	⑦	安平町は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

## 住宅の応急修理にかかる工事例

### 1 典型的な応急修理の工事例

- ①壊れた屋根の補修（屋根材質の変更を含む）
- ②傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。ただし、1戸あたり6畳を限度とする）
- ⑤壊れた外壁の補修（土壁を鉄壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
- ⑦壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ⑧壊れた給排気設備の取替
- ⑨上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋込部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑪壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む）

### 2 応急修理の基本的考え方

- ①地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
  - （例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
  - 壊れた便器の取替（×洗浄機能等の附帯したものは不可）
  - 割れたガラスの取替（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
  - ×壊れていない便器の取替
  - ×古くなった壁紙の取替
  - ×古くなった屋根葺材の取替
- ②内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
  - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として対象とする。
  - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。（例）×壊れた石膏ボードのみの取り替え  
×壁や壁紙のみの補修
- ③修理の方法は代替措置でも可とする。
  - （例）○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④家電製品は対象外である。